

## 改正概要

### 今治市土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準の主な改正概要

平成26年6月27日付け愛媛県告示第797号で愛媛県土木工事共通仕様書が一部改正され、平成26年7月により土木工事施工管理基準の一部が改正されたことに伴い、今治市土木工事共通仕様書等の一部を、次のとおり改正します。

なお、適用は、平成27年1月20日以降公告又は入札通知する工事から適用とします。

#### 土木工事施工管理基準の主な改正概要

##### 1. 全般

- ・国土交通省の土木工事施工管理基準及び規格値（案）のH25改正に併せた改正
- ・土木工事共通仕様書の改正に併せて、目次の条項番号を修正

（例：2-3-2 掘削工 ⇒ 1-2-3-2 掘削工）

##### 2. 土木工事施工管理基準

- ・適用に基準、規格値が定められていない工種の対応を明確化
- ・「請負者」を「受注者」に変更
- ・測定結果等の結果記録の提出時期を「検査時」から「工事完成時」に変更
- ・測定箇所数の考え方（小数点以下を切り上げ）を明確化
- ・路盤工、As舗装工の「小規模なもの」は品質管理の適用除外としていたが、

除外規定を削除

##### 3. 出来形管理基準及び規格値

- ・各種基準類の参照を最新ものに修正
- （例：最小かぶり、コンクリート標準示方書 構造性能照査編⇒設計編）
- ・桁製作工：JISマーク表示品の取扱いを変更
  - ・As舗装工：小規模工事の考え方を変更

改正前 施工面積で1,000m<sup>2</sup> 以上10,000m<sup>2</sup> 未満

改正後 次のいずれか

①施工面積で2,000m<sup>2</sup> 以上10,000m<sup>2</sup> 未満

②使用する混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満

- ・コンクリート舗装工：中規模工事の考え方を変更

改正前 1層あたりの施工面積が1,000m<sup>2</sup> 以上

改正後 1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup> 以上

#### 4. 品質管理基準及び規格値

- ・「河川・海岸土工」を「河川土工」と「海岸土工」に分割
- ・技術基準の改訂（J I Sの統合等）による標記の修正
- ・セメント、コンクリートにおける「小規模工種」の考え方を追加

小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）

- ・コンクリート舗装の場合の曲げ強度試験を「その他」から「必須」に変更
- ・ガス圧接：適用基準の改訂に伴う修正
- ・路盤工：試験方法に砂置換法を追加、試験頻度と試験の孔数を明確化
- ・A s 舗装工：試験項目（その他）の追加
- ・固結工：試験項目（材料、必須）の追加
- ・河川土工：施工実績を踏まえ規格値を変更、試験の個数を明確化
- ・海岸土工：河川土工と区別して規定
- ・覆工コンクリート（NATM）：試験項目（施工後試験、必須及びその他）の追加
- ・溶接工：適用基準の改正に伴う修正（非破壊試験を行うものの資格を規定）

#### 5. 施工管理資料

- ・共通仕様書の改正に併せて、条項番号を整理
- ・参考様式19-1 施工体制台帳の様式を修正（健康保険等の加入状況の欄追加）
- ・参考様式-36 創意工夫の様式を修正（工事成績評定要領にあわせて「高度技術」を「工事特性」に修正